日本学術会議主催学術フォーラム

2012年11月16日

**ICTを生かした社会デザインと人材育成－基調講演**

弁護士　国立情報学研究所客員教授　博士（情報学）

岡村　久道

***自己紹介***

* 法学部卒の法律家－弁護士（典型的な文系）
* 国立情報学研究所客員教授・情報学博士（一応は理系）

***ケース1－PC遠隔操作誤認逮捕事件***

* PCからの犯罪予告書き込み事件で、IPアドレスを証拠に複数のPC所有者を誤認逮捕、後に真犯人に遠隔操作された事実が判明。容疑が晴れる。
* 捜査機関、家裁の裁判官すべてが誤った判断。関わった刑事司法の専門家は総崩れ状態か。担当弁護士も？
* 「2秒間に約300文字」を「一心不乱に打ち込んだ」という供述に納得して済ませるのは非常識では。
* 捜査のあり方（自白の強要等）に反省すべき点はあるが、それ以外にも、何が刑事司法を誤らせたのか、「ICT」と聞いただけで思考停止状態か？
* 解決のために何が必要か？

***ケース2－ブロードバンドサービス企業大量漏えい事件***

* ブロードバンドサービス企業から顧客データが大量漏えい。
* 社外からのメンテナンス作業のためにリモートメンテナンスサーバを設置。メンテナンス部隊全員に共有アカウントを与えていた。退職者が発生したが、アカウント変更を行わなかった。そのため、この退職者が同アカウントを用いて不正アクセスして外部流出。
* 大阪地裁平成18年5月19日判決は、アカウント管理が極めて不十分であったことなどを理由に、プライバシー権侵害として、この企業に損害賠償を命じる（控訴審判決も基本的に支持）。
* ずさんな管理による責任が問われたが、情報セキュリティの世界における常識が、世間では常識でないのか？

***ケース3－北海道警江別署捜査情報漏えい事件***

* 持ち込み私物PCで巡査が捜査資料作成。当該PCを自宅持ち帰り後に、マルウェア感染が原因で当該資料をウイニー漏えい。ネットで拡散。
* 第1審判決は、プライバシー権侵害にあたるとして、被疑者（少年）側への国家賠償を自治体に対し命じる（但し控訴審判決は国賠の対象外とした）。
* 道警が当時定めていた私物PC持ち込みの内部ルールは適正だったか？
* 技術とルールの適正な協働を図るためには？

***ケース4－企業内サーバへのログイン・パスワード設定（架空の設例）***

* 企業のシステム担当者が、これまで野放図だった自社従業員が使うパスワードを、新たに「8ケタ以上で英数混在のもの」に変えたいが、それにはどうすればいいか？
* システム担当者の独断で実施していいか？
* ここでも技術とルールの適正な協働を図るためにはどうすべきかという問題？

***ケース5－我が国のデジカメ産業の未来と人材***

* せっかく「宝」（先端国内技術）が存在しても、「宝の持ち腐れ」になっていないのか？－技術と経営的視点の協働
* 必要なのはプロデューサー的な人材ではないのか？

***人材育成上の課題***

* 大学・学部におけるタテ割りの壁－クロスオーバーの困難性
* 実践教育の必要性
* 企業内での適切な処遇・評価はできているか
* キャリアパスが未確立
* その他

以上